（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）

第三条の七　高齢任意加入被保険者の資格取得の申出については、第一条の規定による異動報告書のほか、次に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　申出者の氏名、生年月日及び住所

二～七　［略］

2　［略］

3　厚生年金保険法附則第四条の三第四項の規定による資格喪失の申出（第四号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、第一条の規定による異動報告書のほか、次の各号に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　申出をする者の氏名、生年月日及び住所

二～五　［略］

4　［略］

（傷病手当金）

第十四条　［略］

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　［略］

四　前項第七号に該当するとき（事業団から支給を受けるときを除く。）は、退職老齢年金給付の年金証書等の写し及び直近の額を証明する書類

3・4　［略］

（子の養育以外の標準報酬月額の特例の開始事由）

第十七条の六　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項に規定する文部科学省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　［略］

二　法第二十八条第二項の規定の適用を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に同条第五項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除く。）。

三　法第二十八条第五項の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に同条第二項の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）。

四　［略］

（受給権者の異動報告等）

第二十条　退職等年金給付の受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき又は年金の払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、その旨（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、基礎年金番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該退職等年金給付の受給権者が転居したこと又は住居表示

（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）

第三条の七　高齢任意加入被保険者の資格取得の申出については、第一条の規定による異動報告書のほか、次に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　申出者の氏名、生年月日、住所及び性別

二～七　［同上］

2　［同上］

3　厚生年金保険法附則第四条の三第四項の規定による資格喪失の申出（第四号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、第一条の規定による異動報告書のほか、次の各号に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　申出をする者の氏名、生年月日、住所及び性別

二～五　［同上］

4　［同上］

（傷病手当金）

第十四条　［同上］

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　［同上］

四　前項第七号に該当するとき（事業団から支給を受けるときを除く。）は、退職老齢年金給付の年金証書等の写し及びの直近の額を証明する書類

3・4　［同上］

（子の養育以外の標準報酬月額の特例の開始事由）

第十七条の六　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項に規定する文部科学省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　［同上］

二　法第二十八条第二項の規定の適用を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に同条第四項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除く。）。

三　法第二十八条第四項の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に同条第二項の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）。

四　［同上］

（受給権者の異動報告等）

第二十条　退職等年金給付の受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき又は年金の払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、その旨並びに氏名、生年月日、住所、基礎年金番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該退職等年金給付の受給権者が転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。